

制度の名称	国民年金保険料の免除等
支援の種類	免除・納付猶予
制度の内容	●災害によって財産に相当な被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除等される場合があります。
活用できる方	●被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方が対象です。
お問い合わせ	市町村の国民年金担当窓口、年金事務所